

# 契約書（案）

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、乙がLPガスを甲に供給し、甲が買い受けることについて、次の条項により契約を締結する。

## （売買の目的及び目的となる物品等）

第1条 売買の目的及び目的となる物品（以下「目的物品」という。）及び単価（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）は、次のとおりとする。

（1） 売買の目的： 夏期の冷房及び冬期の暖房に必要な燃料の購入

（2） 目的物品： 品名：LPガス

単位：m<sup>3</sup>

単価：000.00 円

## （契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年6月5日から令和9年3月31日までとする。

## （納入場所）

第3条 乙は、目的物品を第1条の単価をもって、甲の指示する場所へ納入するものとする。

## （納入）

第4条 乙は、目的物品を納入したときは、直ちに納品書をもってその旨を甲に通知しなければならない。

## （検査及び引渡し）

第5条 甲は、前条の規定による納品書を受領したときは、速やかに、乙の立会いの上検査を行わなければならない。

2. 納入した物品は、前項の検査に合格したときをもって目的物品の引渡しを完了したものとし、所有権は、乙から甲に移るものとする。

3. 検査の結果不良品があるときは、乙は、当該不良品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期までに良品を納入するものとする。

## （契約不適合責任）

第6条 甲において種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は速やかに乙に通知しなければならない。

2. 前項の場合において、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除き、乙は通知を受領後甲の指定する期日までに甲の選択に従いこれを契約に適合する物品に取り替え、又は損害を賠償しなければならない。

3. 前項に規定する乙が取り替え又は賠償に応ずる期間は、検査が完了し、甲が目的物品を受領した日から起算して1か月間とする。

### (危険負担)

第7条 目的物品の引渡し完了前に生じた損害は、全て乙の負担とし、甲はこの契約を解除することができる。

### (代金の支払)

第8条 乙は、検査に合格したものについては、月ごとに納入分を取りまとめて、支払請求書を甲に提出するものとする。

2. 請求金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3. 甲は、適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に代金を支払うものとする。

### (単価の変更)

第9条 契約期間内において、著しい物価の変動その他の事由が生じたときは、甲乙協議の上、第1条に規定する単価を改定することができるものとする。

### (契約解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生じることがあっても、甲は、その賠償の責任を負わないものとする。

(1) 乙がこの契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。

(2) 乙がこの契約に違反したとき。

(3) 正当な事由がなく甲の指示又は監督に乙が従わないとき。

(4) 乙から契約解除の申出があったとき。

(5) 乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2. 前項の規定により契約を解除した場合において、既納の目的物品があるときは、甲は、相当代価を乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第 11 条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、一括して委任し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(疑義等の決定)

第 12 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 5 月 日

甲 徳島県 徳島県那賀郡那賀町小仁宇字大坪 179 番地の 1

徳島県立那賀高等学校 校長 長尾 真紀

乙